

18・9世紀ドイツの社会経済思想

[今回のテーマ] ドイツ観念論の社会経済思想——その4. ヘーゲルの社会経済思想

世話人 原田哲史（関西学院大学） 大塚雄太（名古屋大学）

報告者 伊坂青司（神奈川大学） 滝口清栄（法政大学 [非常勤]）

討論者 高柳良治（國學院大学 [名誉]）

司会 原田哲史 参加人数 約20名

本セッションは、これまで数回にわたってドイツ観念論の社会経済思想をテーマに、カント、フィヒテ、シェリングを扱ってきた。今回はヘーゲルについて、2人が報告し、討論者がコメントした。フロアとの質疑応答も大変活発に行なわれ、充実したセッションとなった。

第1報告（伊坂報告）は「ヘーゲル歴史哲学再考」と題して行なわれた。ヘーゲルの歴史哲学は自由の意識の発展過程という時間軸に沿って、世界史にアジア・ギリシア・ローマ・ゲルマンの各世界を配列している。歴史的過去としてのアジア世界から世界史の到達点としてのゲルマン世界へという彼の歴史観は、確かに「世界史の哲学」講義に基づくとしても、1830年の講義録を主テキストにしたホフマイスター版によって強調され、そこに内在する精神の進歩史観とあいまって、「ヘーゲルの歴史哲学」を覆う常識的な言説として通用してきた。

第1報告は、そうした基本的な認識に基づいて、これまでの通説的理解において軽視されてきた空間軸としての「風土(Klima)」とそれに関連する「民族精神」の多様性に対するヘーゲルの視角を、最初の「世界史の哲学」(1822/23年)講義録の新編集版に基づいて検証し、彼の歴史哲学をめぐる言説を改めて問い直すものであった。そのような通説的理解によって、当初の「世界史の哲学」基本構想の前提をなす諸民族について地理的・空間的視点が、ゲルマン世界を世界史の到達点として絶対化する歴史構成によって後景に退き、彼の歴史哲学が民族精神の自然規定性や地域文化の固有性の意義を強調できない論理的構造を持つに至ったという問題性を浮き彫りにした。しかし他方で、キリスト教を精神的基礎とするゲルマン諸国家こそが人間的自由という理念を実現するというヘーゲルの歴史認識は、当時の復古主義的なウィーン体制への対抗軸としてプロイセンの自由主義に期待をかけることによって、諸国家・諸民族の風土的特性の希薄化と自由の原理を基準とする進歩史観的な歴史構成へと傾いたこと、そして歴史的趨勢のなかでヘーゲル歴史哲学についての通説的理解が形作られる結果になったことが指摘された。

近代的な進歩史観と国民国家の限界が露呈しつつある現代的文脈において、精神の進歩史というヘーゲル歴史哲学の常識的理解を脱し、「世界史の哲学」を新編集版に基づいて風土論的視点から読み直すという作業が要請されているのである。

第2報告（滝口報告）は「ドイツ観念論の社会哲学—フィヒテ、シェリング、そしてヘーゲル」

ーゲル」と題され、それぞれの社会哲学の特質を扱ったのち、ヘーゲルの意義を浮上させるというものであった。フィヒテの場合、自然法論の前提として知識学がある。自我と非我（他者）の調停は、共同性と自由の両立問題でもあった。共同性の内部において人格の自由としての「根源的権利」を担保する「法」は、「相互制限」を本質とするものであり、その実体を与える存在として強制する権力＝国家が要請される。『封鎖商業国家論』で彼は、こうした国家の役割をより具体化し、つまるところ「根源的権利」としての生存権の保障に終始するところに国家のレゾン・デートルを認めた。たが、彼の近代社会認識そのものに不十分性が残されたのみならず、相互制限による自由の実現を目的とするとはいえ、国家による監視が正当化されたことは、ヘーゲルによる「警察国家」というフィヒテ批判を招くことにもなった。シェリングについては、前回大会での本セッションで、社会経済思想という側面から彼の哲学を評価することが極めて困難であるという議論がなされていた。第2報告者も基本認識は同様であったが、なぜ彼に社会哲学がないのかという点について、近代自然法への不信があったこと、さらに、国家は機械的な機構として人類史において克服されるべきものと考えられたことなどを指摘した。したがってついに彼自身の関心が、近代的問題群にはほとんど接近しなかったということである。

これを受けてヘーゲルの社会哲学を探るとき、着目されたのが「ドイツ国制論」や「領邦議会論文」といった彼の時事論文であった。ヘーゲルはそこで深められたドイツの現状認識を踏まえ、その腐敗的状况を打開するための自身の課題を、公的なものと私的なものの区別と再構成という法哲学的主題に定めた。第2報告者は、こうした公私両局面への目配りこそ、ヘーゲルの社会哲学的思索を特徴づけるものであり、この点でフィヒテやシェリングの哲学と大きく異なっていると指摘する。フランクフルト時代、およびイェーナ時代のヘーゲルは、ジェームス・ステュアートやスミス研究を通じて近代社会における経済の人間的意味を問いつつ、『自然法論文』から『人倫の体系』への思想的変遷において「欲求の体系」の自律性を認めるに至るが、ここにも公私それぞれの領域確定の試みが一貫して通底していた。『イェーナ体系構想Ⅲ』の「精神の哲学」は、原「法哲学」という位置づけが与えられたが、公私という近代の二元性はヘーゲルにおいていまや肯定的に評価されるにいたっており、ここに個別的意志としての権利と普遍的意志としての法を中心概念とする「知に基づく共同体」が展望された。公私の領域をめぐるこうした包括的視点こそ、フィヒテにもシェリングにもなかったヘーゲルの社会哲学の独自性を示すものである。

以上が2報告の概略であるが、これに対し討論者より、いくつかの論点が提示された。ここでは一部を紹介するにとどめるが、まず第1報告については、ヘーゲル歴史哲学、およびその言説的限界として示唆された「諸国家の空間的・地理的並存の視点の希薄化」に関して、同意する見解が示された。それに報告者が補足して、ヘーゲルの歴史哲学を解釈する際に、少なくともそうした視点を認識しておかなければ、従来言説のみに依拠してヘーゲルを解釈する危険から脱却し得ないと強調した。また討論者から、ケンペルの位置づけをめぐるヘーゲルとカントは対照的であり、カントが西欧列強による植民地主義へ

の批判意識を持った点は評価できるのではないかという指摘があった。討論者は第2報告については、次のような論点を提示した。まず、フィヒテによる生存権保障の論理は、フランス革命やバブーフからの影響があったにせよ、目もくらむ全体主義ではないのか。生活必需品の奢侈品に対する生産局面での絶対的優位を説いたフィヒテの言葉からもそれが看取できるのではないかと。これには報告者も基本的に同意した。また、問題は公と私をどう関連させるかということであり、ヘーゲルの考えは市民社会の諸制度に立脚する国家ということであったのではないかという指摘が討論者からあった。その上でヘーゲルの場合、両者を結び付ける「知に基づく共同体」の「知」の意味はどういうものかという疑問が提出された。この点については、報告者から、共同体の仕組みが公開性に基づくことが指摘され、自己意識の「知る」働きと一対をなすことで「知に基づく共同体」が組織されるという説明があった。

フロアからの質問は7つに及んだが、以下はその一部に過ぎない。フィヒテの根源的権利とは身体的自由と所有権と考えられるが、第2報告における生存権とはその場合どのような性格を持つ権利であるのか。これに対し報告者は、所有権が自由な活動を基礎とするものであること、したがって相互に活動の範囲を決定しなければならないことは、大きく言えば、生きるということに包括されると考えられる。根源的権利そのものではないものの、生存権をめぐる議論として相互制限の論理が導かれるのではないかと考えられる、と説明した。その他ヘーゲル法哲学における抽象法の位置づけ、あるいは国家における自由という場合の自由の意味規定などについての質問があった。また、報告者同士の議論があったのも、本セッションとしては意義深い。ヘーゲルが行なったベルリンでの法哲学講義（1822/23、24/25）において、現実的な国家は不完全であるという認識を彼がもっていたはずだが、であるとすれば彼のプロイセンへの肯定的評価はどの点にあったのかという質問が第2報告者からなされた。これに対し第1報告者は、まずプロテスタンティズムへのヘーゲルの肯定的評価を確認したうえで、「自然法と国家学」にあった彼の国家の原イメージにおける「自由な選挙」が現実的には挫折をみたことを振り返った。ただし、失望に終始したかというとは決してそうではなく、一方で例えばオランダに自由の可能性をみていたということである（オランダはゲルマン諸国のひとつと考えられていた）。第1報告者は報告の際にも、ヘーゲルが民族精神の規定性は自然規定性に縛られず、意志の自由の原理によってそれを越えていくことを述べていた（1822/23年冬学期講義録）ことを指摘したが、さらに次の点について補足した。それは、精神の自由が自然規定性を凌駕するというコンテキストで、「ヨーロッパにおいては、まさに海との関係が重要である」というヘーゲルは、地理的な環境と民族精神の関係を問題にしていたのであり、その意味でオランダの精神的独自性、ひいては自由の意識もまた、風土的特性との緊張関係を保って形成されるのだということである。